

「特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業」に係る 市町村から事業所への補助について(留意事項)

- 事業所から国保連合会への請求に当たっては、報酬請求のシステムの仕様上、請求全体に対して1割(※)を利用者負担額として記載することになる。
- そのため、右図の利用者負担全体(②)のうち、かかりまし分に係る利用者負担(③)の部分を切り分けて記載することはできないので、かかりまし分を含めた事業費全体(①)を記載をすること(明細書の記載例参照)。
- このとき、利用者負担額のかかりまし分(③)については、事業所の持ち出しが生じている状態となるため、国保連合会から事業所への支払とは別に、市町村から事業所に支払う必要がある。

※ 利用者負担の上限額を超える場合は上限額での請求となる。

